

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 6 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当時から加入し、両親と同居していたA町（現在は、B市）において、両親に私の国民年金保険料の納付を依頼していたと記憶している。また、私は昭和 40 年に住民票をC市（現在は、D市）に移し、同年7月から同市で国民年金保険料を納付しており、納付記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識が高かったことが推測される。

また、申立人は、昭和 37 年にC市内に店を創業したため、申立期間の前から、両親と同居していたA町の実家を留守がちにしていたとしているものの、38 年 5 月までは国民年金保険料が納付されている上、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料の納付を依頼していた両親に、経済上の特段の変化は無かった。」と供述していることを踏まえると、年度途中である 38 年 6 月から国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、D市が保管している昭和 40 年度国民年金保険料検認連名簿を見ると、昭和 40 年 7 月からC市で国民年金保険料を納付しているが、同年 9 月分までの国民年金保険料の検認日は、同年 10 月 31 日となっており、申立人が同市へ転居したのが同年 9 月 8 日であることを考慮すると、申立人は転居とほぼ同時に国民年金の住所変更手続を適切に行い、申立人がA町在

住時の同年7月分及び同年8月分の国民年金保険料をC市で納付したことがうかがえる上、年金について意識の高かった申立人が現年度納付が可能な同年4月分から同年6月分までの国民年金保険料を未納のままにしていたとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月 28 日から同年 2 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、有限会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和 38 年 1 月 28 日）及び資格取得日（同年 2 月 4 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 28 日から同年 2 月 4 日まで
② 昭和 61 年 8 月 14 日から 62 年 3 月 31 日まで

私は、有限会社Aで船舶電気工事の仕事に従事していた。

職業訓練所に入るための試験日に休んだことがあるくらいで、途中で辞めたという記憶は無く、申立期間①についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

申立期間②は、株式会社Bに勤務していた期間であるが、昭和 62 年 1 月初旬に地元のC市に戻ることを告げた後、業務引継のため同年 3 月 31 日まで同社に勤務し、同年 4 月 5 日に作業着等と一緒に健康保険証を返却したことを覚えている。

また、当時は社長が借りていたアパートに住んでいたため、仕事を辞めればアパートを出なければならないはずであるが、昭和 62 年 3 月 31 日にアパートから実家へ荷物を送った際の伝票を所持しており、61 年 8 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、有限会社Aにおいて昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38 年

1月28日に資格を喪失後、同年2月4日に同社において再度資格を取得しており、38年1月の被保険者記録が無い。

しかし、申立人のほか4人の同僚が申立人と同じ昭和38年1月末ごろに厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同僚からは、「昭和37年8月か9月ごろから造船不況となり、同年12月に社長から一時帰休してほしいとの申出があった。自分を含む4人はすぐに転職したが、申立人はそのまま勤務していたと思う。」との証言を得られた上、申立人も「一時帰休の申出は受けておらず、申立期間①前後で勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と述べており、転職をした4人の同僚以外の者はいずれも申立期間①において厚生年金保険の記録が継続している。

また、昭和44年6月に有限会社AがD株式会社へ組織変更した後に就任した役員は、「いったん採用した者の被保険者資格を途中で1週間だけ喪失させることは考えられない。」と証言している上、複数の同僚の証言から、同社の船舶電気工事部門には事務担当者がいなかったことが推認でき、事業所側の事務処理に誤りがあった可能性も否定できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において、申立人が有限会社Aに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同日に資格を取得している同僚の記録によると、昭和37年10月の定時決定から38年10月の定時決定まで改定は行われていないことから、申立人の37年10月の標準報酬月額である6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D株式会社は平成元年12月に解散しており、申立期間①当時の事業主等は既に他界しているか所在不明のため、当時の状況について関連資料及び証言を得ることはできず不明であるが、同社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見られず、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、元事業主の妻（当時は、取締役）から、「事務員が残したメモがあり、申立人の退職日は昭和62年3月25日と思われる。」との証言が得られた。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立期間当時に申立人が勤

務していたことを明確に記憶している者はいない上、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保者原票によると、申立人は昭和61年8月14日に被保険者資格を喪失しており、同月18日に健康保険被保険証が返納されていることが確認でき、雇用保険の離職日の記録とも一致している。

また、元事業主の妻及び複数の同僚からは、申立期間②において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年10月、同年11月及び5年3月は34万円、4年12月は36万円、5年1月及び同年2月は32万円、同年4月は47万円、同年5月から同年8月までの期間については44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年10月から5年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月23日から5年9月29日まで

私は、株式会社Aに勤務した平成4年10月から5年9月までの11か月間の給与明細書を所持している。

最近、厚生年金保険の記録を照会したところ、株式会社Aに勤務した申立期間11か月間の標準報酬月額が、所持している給与明細書の支給額記載内容から判断できる額と相違していることが分かったので記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成4年10月、同年11月及び5年3月は34万円、4年12月は36万円、5年1月及び同年2月は32万円、同年4月は47万円、同年5月から同年8月までの期間については44万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成4年10月から5年8月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年12月まで

私は、婦人会で国民年金保険料の集金をしていた姉から、日常的に国民年金への加入を勧められていたので、昭和47年4月、A市からB市へ転入した機会に国民年金に加入した。

B市からC市へ転入後の昭和50年2月、前月及び当月分の国民年金保険料をC市役所で納付するつもりであったが、前月分の国民年金保険料は納付できない規則であると告げられたので仕方なくあきらめた。

年金問題が取り沙汰され始めたころ、私は年金を受給しており、C市で納付することができなかった1か月の未納期間を除いた期間の年金額が算定されていると認識していたが、ねんきん特別便によりB市在住時の記録が欠落していることが分かったので、以前、D市に提出していた年金手帳の保管状況や年金の仕組みなどを聞くためにD市役所へ行ったが、担当職員から当該手帳は廃棄された旨を告げられた。

領収書を挟んで記録管理していた一冊の年金手帳は、D市役所に提出し未返却のまま廃棄されたので、C市役所の職員と1か月分の国民年金保険料の未納期間の話をした記憶が唯一の証であるが、申立期間について納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市において申立期間に係る国民年金の加入手続を自ら行い、国民年金保険料を納付したと申し立てているが、加入手続及び国民年金保険料の納付を行った時期、場所等の具体的な状況に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、あいまい確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 50 年 2 月に C 市役所で、同年 1 月分を納付するつもりでいたところ規則により納付できなかったとしているが、仮に申立期間において既に国民年金に加入していたのであれば、前月分の保険料を納付できないとする規則は無いことから、申立内容は不自然である。一方、社会保険庁及び C 市が保管する国民年金被保険者台帳等によると、申立人に係る国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 50 年 2 月 22 日であることが確認でき、申立期間において任意加入対象者であった申立人は、さかのぼって国民年金に加入することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は唯一交付を受けた年金手帳として、「国民年金及び厚生年金保険と記載されていた濃い朱色の手帳であった。」と述べているが、当該手帳は、その様式から昭和 49 年 11 月以降に交付された年金手帳であると推測され、当該手帳のみでは申立期間のすべての国民年金保険料を納付することができないことから、当該手帳のみで申立期間の国民年金保険料を納付していたとの申立ては不合理である。

加えて、申立人は、国民年金保険料の集金をしていた申立人の姉に勧められて国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の姉が国民年金保険料の集金を行っていた時期は不明であり、申立人の姉は申立人の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の姉自身の国民年金被保険者資格取得年月日は申立期間中の昭和 49 年 2 月 20 日である上、申立人が 50 年 1 月分の国民年金保険料に関する話を行ったと記憶する C 市の職員も特定できないことから、申立内容を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月20日から同年9月20日まで

申立期間は、A株式会社の船員としてB国の港において氷の運搬をした。当時、船員保険に加入せずに機雷が多数浮遊していたC海峡を航行するはずがないと思うが、船員保険の期間照会をしたところ、加入記録が確認できなかったとの回答があった。保険料控除のことなどについてはまったく分からないが、納得できないので事業主を調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA株式会社の船員として乗船していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかし、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が申立期間当時同じ船舶に乗船していたとする船長及び同僚についても申立期間に係る船員保険の加入記録は無い。

また、当時申立人が乗船したとする船舶の所有者であるA株式会社からは、一時期、船舶を所有していた記録は残っているが、船舶に関する事業が本業ではないため、どの部署の管轄であった船舶であるかも不明であり、船員としての従業員の記録も無い旨の回答があり、申立人の当時の勤務状況や船員保険料の控除の状況について確認できる資料は無く、船員保険料控除についての申立人及び同僚の記憶も明確ではない。

さらに、申立人の同僚が保有する船員手帳に記載されている船長は、同手帳に記載されている船舶所有者に係る被保険者名簿には該当者が無く、社会保険事務所が保管しているA株式会社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間において申立人、同僚及び船長いずれの記録も無い上、整理番号に欠

番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年2月5日まで

私は、昭和23年10月1日からA県B出張所（現在は、C事務所）に臨時職員として採用され、その後、採用試験に合格して24年2月6日から本採用になった。

昭和23年10月1日から24年2月5日までの間の厚生年金保険について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中にB出張所に臨時職員として勤務していたことは、A県が保管している人事記録により確認できる。

しかし、A県は、C事務所の厚生年金保険の適用状況については資料が無く不明であるとしている上、社会保険事務所の記録によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年5月1日からであり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A県は、申立人が同僚としている者について、申立人とは異なり、臨時職員ではなかったとしており、社会保険庁のオンライン記録では、当該同僚についても厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該同僚については連絡先が不明であり、供述を得ることができない上、前述のとおり、申立期間当時、C事務所は適用事業所としての記録が無いことから、ほかに供述を得ることができず、申立人の当時の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 12 日から同年 12 月 6 日まで
② 昭和 51 年 12 月 18 日から 52 年 3 月 31 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①はA小学校に、また、申立期間②はB小学校において、臨時の助教諭に任用されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同人が所有するC県教育委員会の人事異動通知書により、申立期間①はA小学校に、また、申立期間②はB小学校において、臨時の助教諭として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C県教育委員会から、「当時、小中学校の給与関係事務は、県の各教育事務所単位で行っており、各教育事務所が適用事業所として社会保険事務所へ手続を行っていた。両小学校を管轄していた教育事務所の当時の担当者に聴取したところ、『厚生年金保険加入の取扱いについてはよく覚えていないが、申立人に係る社会保険関係の手続をした記憶は無い。』としている。また、当時の関連資料は既に廃棄している。」との回答を得ている上、昭和 54 年ごろに、A小学校を管轄していたC県D教育事務所に勤務していた職員は、「当時、2か月以上勤務する臨時的任用教員の厚生年金保険加入の取扱いについては、希望者のみを加入させており、社会保険事務所の指導により対象者全員を加入させるようになったのは 60 年代に入ってからである。」と証言していることから、当時、すべての臨時的任用教員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間①については、D教育事務所は、厚生年金保険の適用事業所であったが、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、欠番も見られない。

さらに、申立期間②については、B小学校を管轄していたA県E教育事務所は、厚生年金保険の適用事業所であったが、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 19 日から同年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A 専門学校に、日々雇用の技術補佐員又は事務補佐員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 専門学校が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立期間当時は同学校に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 専門学校において、厚生年金保険に加入している 10 人は、同学校では、これらの者の職種は全員「B」としており、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番も無く、申立人の氏名は見当たらないことを踏まえると、「B」以外の職種は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 専門学校は、「当時の厚生年金保険への加入の取扱いは不明である。」と回答している上、申立人は申立期間当時、申立人と同様の雇用形態であった日々雇用されていた同僚の記憶は無く、同僚からの証言を得ることもできない。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた「B」であった者から聴取しようとしたが、すでに他界している者がほとんどであり、そのほかの者も連絡先が不明であるなど、当時の厚生年金保険の状況について証言を

得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 8 月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間は有限会社Aにおいて社長専用車の運転手をしてしたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主及び申立人の同僚が、「申立人を覚えている。」と供述していることから、有限会社Aに勤務していたことは推認されるものの、その勤務期間を確定する資料は無く、事業主及び同僚の記憶も明確ではない。

また、社会保険庁の記録上、有限会社Aは、申立期間より前の昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により同年 5 月 31 日に解散していることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚（事務担当）からは、「申立人は、私が退職した昭和 39 年 3 月末ごろの少し前に入社してきた。39 年 3 月以降は従業員に対する賃金も未払い状態であったと思う。」との証言が得られ、また、他の複数の同僚からは、「当時は金策に走りまわっていた。給与の遅配、未払いが続き、昭和 38 年の暮れまでにほとんどの従業員が辞めた。」との供述が得られたことから、申立人が有限会社Aに入社したと主張している 39 年 2 月ごろは、同社は資金的にも窮していたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、事業主自身も申立期間当時は、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金を特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間、株式会社Aに正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。30 年以上も前のことなので、保険料を控除されていたかどうかと問われると、はっきり覚えていないが、おそらく控除されていたと思う。

また、当時、株式会社Aは大きい会社であったので、正社員として働いていた私が厚生年金保険料を控除されていなかったとは考えられない。証拠書類は何も残っていないが、申立期間について厚生年金保険に加入していたと認識しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に勤務していた従業員から聴取したものの、申立人を知る者がいない上、同社の人事記録等はなく、当時の事業主も既に亡くなっている等、申立人の同社における勤務状況等について確認をすることができない。

また、申立人は、「同期入社 of 男性はおらず、入社式もなかった。」と述べているが、会社の担当者及び当時の従業員は、「昭和 47 年度の男性の新卒者は 7 人程度いた。」と証言しており、46 年度及び 47 年度に入社した従業員は「入社式はあった。」としていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、雇用保険の適用事業所である株式会社Aにおいて、申立人の申立期間における雇用保険の資格取得及び資格喪失の記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被

保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 34 年 8 月まで

私は、中学校卒業後の昭和 30 年 5 月に実母の知人の紹介で、A 株式会社に就職し 34 年 7 月か 8 月まで勤務した。

しかし、A 株式会社での厚生年金保険の資格取得日が昭和 34 年 5 月 2 日となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 5 月 2 日から同年 7 月 20 日まで A 株式会社に勤務し厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

しかし、A 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も高齢により記憶が定かではなく、申立内容に係る事実を確認することができない。

また、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除に関する記憶が定かでなく、元同僚はいずれも申立人を覚えていないなど、申立人に係る勤務実態及び社会保険への加入状況等について情報を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 1 月 31 日から申立人が厚生年金保険の資格取得をした日までの期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 15 日から同年 9 月 30 日まで

私は、高校を卒業してすぐの昭和 42 年 3 月 15 日に調理員としてA病院に就職したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 10 月 1 日となっている。

私の実姉は、調理員として先にA病院に就職しているが、高校を卒業してすぐの昭和 40 年 3 月 15 日から厚生年金保険の加入となっている。

私の厚生年金保険の資格取得日が7か月後からとなっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA病院に勤務していたことは、実姉及び同僚の証言から推認できる。

しかし、A病院の事務担当者から「A病院では試用期間を設けており、試用期間中は社会保険に加入させていなかった時期があった。」との証言が得られた上、同病院において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚6人について、就職年月日を確認したところ、期間の差はあるものの全員が申立人と同様に就職して一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者となっており、当時、同病院において試用期間の取扱いがあったことがうかがえる。

また、A病院では建物の建て替えの際に、社会保険に関する資料を処分したとしており、詳細を確認することができない。

さらに、A病院が保管していた申立人の厚生年金保険被保険者証には「はじめて資格を取得した日」の欄に、昭和 42 年 10 月 1 日と記載されており、社会保険事務所が保管する同病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している上、同名簿の同年 10 月 1 日以前に健康保険の整理番

号に欠番は無く、申立人の名前を確認することもできないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 456 (事案 306 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 16 日から 59 年 8 月 31 日まで

私は申立期間について、A株式会社を退職後、厚生年金保険の任意継続
手続を行い、厚生年金保険料を納付していたとの申立てを行ったが、年金
記録を訂正する必要はないとの通知を受けた。

その後、申立期間に係る長男（昭和 58 年生）の母子健康手帳が見つかった。
長男の健康診査を受けることができたのはA株式会社を退職後、健康
保険を任意継続したからであり、健康保険の任意継続手続を行うと同時に
厚生年金保険の任意継続手続も行っているはずであるので納付を認めてほ
しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人はA株式会社を退職した際、同
社において厚生年金保険の任意継続についての説明を受け、資格取得を行っ
たと主張するが、当該説明の内容、資格取得手続等に関する記憶は曖昧であ
り、当該手続に係る具体的な状況が不明であるなど、申立人が厚生年金保険
の第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していた事
実がうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必
要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の長男の母子健康手帳の写しを提出し、当該手帳の健康
診査記録から「任意継続した健康保険証で長男が3、4か月と6、7か月の
検診を受けた。健康保険を任意継続していれば厚生年金保険も同時に任意加
入しているはずである。」と主張するが、当該手帳に記載されている受診機
関は他の医療機関に統合されており、受診記録等の移管先には申立人及びそ
の家族に係る資料は保管されていないことから、申立人が健康保険の任意継

続の^あ手続を行ったか否かは不明である上、仮に任意継続していた場合、保険者はB健康保険組合C支部となり、厚生年金保険料及び健康保険料の納付先は異なるが、申立人の厚生年金保険料及び健康保険料の納付先に係る記憶は曖昧であり、申立期間の厚生年金保険料を納付した事情を見いだすことができない。

また、同僚の証言から、申立期間当時は、退職時に会社から健康保険に係る任意継続等の説明があったことがうかがえるが、厚生年金保険（第4種被保険者制度）について聞いたことがある者はいない上、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期に入社した者について、第4種被保険者の資格を取得している者は確認できない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間について厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。